

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年10月3日 11時00分ごろ
発生場所	香川県小豆島町小豆島ふるさと村棧橋付近 池田港西防波堤灯台から真方位140° 1,230m付近 (概位 北緯34°28.2′ 東経134°14.1′)
事故の概要	プレジャーボートリリーは、接舷操船中、また、プレジャーボートRe-lifeは、着棧中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年10月18日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート リリー、2.6トン 271-39970岡山、ナカハラ・インコム株式会社 B プレジャーボート Re-life、1.9トン 271-40149岡山、三井住友ファイナンス&リース株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷船尾部付近に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、友人4人を乗せ、昼食の目的で、小豆島ふるさと村の東西に延びる棧橋（以下「本件棧橋」という。）に向かった。 A 船は、本件棧橋にB 船及び他船が着棧していたので、船長Aが本件棧橋の南側に船首を西方に向けて入船状態で右舷着けしていたB 船の左舷側に、A 船も同じく入船状態で右舷横着けすることとし、船長Bに了解を取り、一端後進でB 船から離れた。 A 船は、船長Aがスロットル兼クラッチレバーを前後進しながら約1～2ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、B 船に対して約5°の進入角度で接近し、B 船から約2～3m付近で後進半速としたが速力が落ちず、後進一杯としたものの左舷船首部がB 船の右舷船尾部付近に衝突した。 船長Aは、B 船に接舷した後、上陸していた船長Bに衝突した旨を伝え、船長Bが海上保安庁に通報した。 A 船及びB 船は、海上保安庁の調査を受けた後、自力で帰港し、B

	<p>船は、その後修理された。</p> <p>船長Aは、いつもと同じような速力でB船に接近したが、後進に入れるタイミングが遅かったのでB船に衝突したと、本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、着棧中のB船への接舷操船中、船長Aがふだんどおり約1～2knの速力で接近し、B船から約2～3mに接近し過ぎたところで、後進半速としたことから、速力が落ちず、後進一杯としたものの、B船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、着棧中のB船への接舷操船中、船長Aがふだんどおり約1～2knの速力で接近し、B船から約2～3mに接近し過ぎたところで、後進半速としたため、速力が落ちず、後進一杯としたものの、B船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、他船へ接舷する際には、接舷時に停止状態にできるように、早めに減速して接近すること。